

再犯防止推進ハンドブック

誰一人取り残すことのない愛知の実現に向けて



目 次

はじめに～ハンドブックの目的～	1
再犯防止ってなぜ必要？	2
社会復帰までの流れ	4
○成人による刑事事件の流れ	4
○非行少年に関する手続きの流れ	5
○刑務所での処遇について	6
○少年院での処遇について	7
○社会内での処遇について	8
支援事例	10
○事例1～90代女性のケース～	10
○事例2～30代女性のケース～	12
○事例3～少年のケース～	14
○事例4～20代男性のケース～	16
○事例5～30代男性のケース～	18
愛知県再犯防止推進計画について	20
再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧	22

はじめに～ハンドブックの目的～

犯罪や非行をした人たちの中には、仕事や住居がない、薬物等への依存がある、適切な福祉サービスを受けられない等の理由により、地域社会で生活する上で困難を抱えている場合が多くあります。新たな生活環境の中で、相談相手がいないことにより、立ち直りに必要な指導や助言が十分に受けられず、生活が再び乱れてしまう場合も多くあります。

このハンドブックは、犯罪や非行の背景について説明するとともに、支援事例を掲載することで、罪を犯した人を取り巻く環境について知ることができるものとなっています。

「立ち直り」を支える社会を実現するためには、県民の皆様の再犯防止に向けた取組についての御理解、御協力が必要不可欠です。県民の皆様には、このハンドブックをきっかけに、立ち直りに向けた息の長い支援に御理解、御協力をいただき、「もう一度やり直せる社会」について、考えていただきたいと思います。

2023年 1月

愛知県防災安全局県民安全課

再犯防止ってなぜ必要？

愛知県内における犯罪の発生件数（刑法犯認知件数）は、「あいち地域安全戦略」に基づく継続的な取組により、戦後最多を記録した2003年の約22万5千件から、大幅に減少しております。

一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は、愛知県内では約5割で推移しており、「再犯の防止」は、安全に安心して暮らせる社会を実現する上で重要な課題となっています。

刑法犯により検挙された人のうち、約半数が再犯者であり、再犯を防止することが「安全に安心して暮らせる愛知」につながります！



愛知県内の刑法犯検挙人員・再犯者率の推移（出典 法務省大臣官房秘書課）

犯罪や非行の背景には、罪を犯した人が抱える「困難」「生きづらさ」があり、この「困難」「生きづらさ」を社会から取り除く必要がありますが、そのためには、国、県、市町村、関係機関及び民間団体などの多機関連携による、地域社会における「息の長い」支援が必要です。

【犯罪や非行の背景】

孤独 適切な相談者が身近にいない。

依存症 薬物、アルコール、ギャンブル等の様々な依存症から抜け出すための方法を知らず、適切な治療が受けられない。

高齢・障害 ・高齢のために仕事に就けないことが多い。
・障害を抱えており、仕事が見つかりにくい。

貧困 ・住居がないことで、各種福祉サービスを受けられない。
・仕事が長続きせず、生活に困窮してしまう。

【刑事司法関係機関の支援】

○刑務作業・職業訓練



○薬物などに関する指導



○福祉サービス・就労へつなぐ支援



○保護観察（補導援護）

【地域社会における支援】



○就労の確保



○住居の確保



○福祉サービスの提供



○修学支援

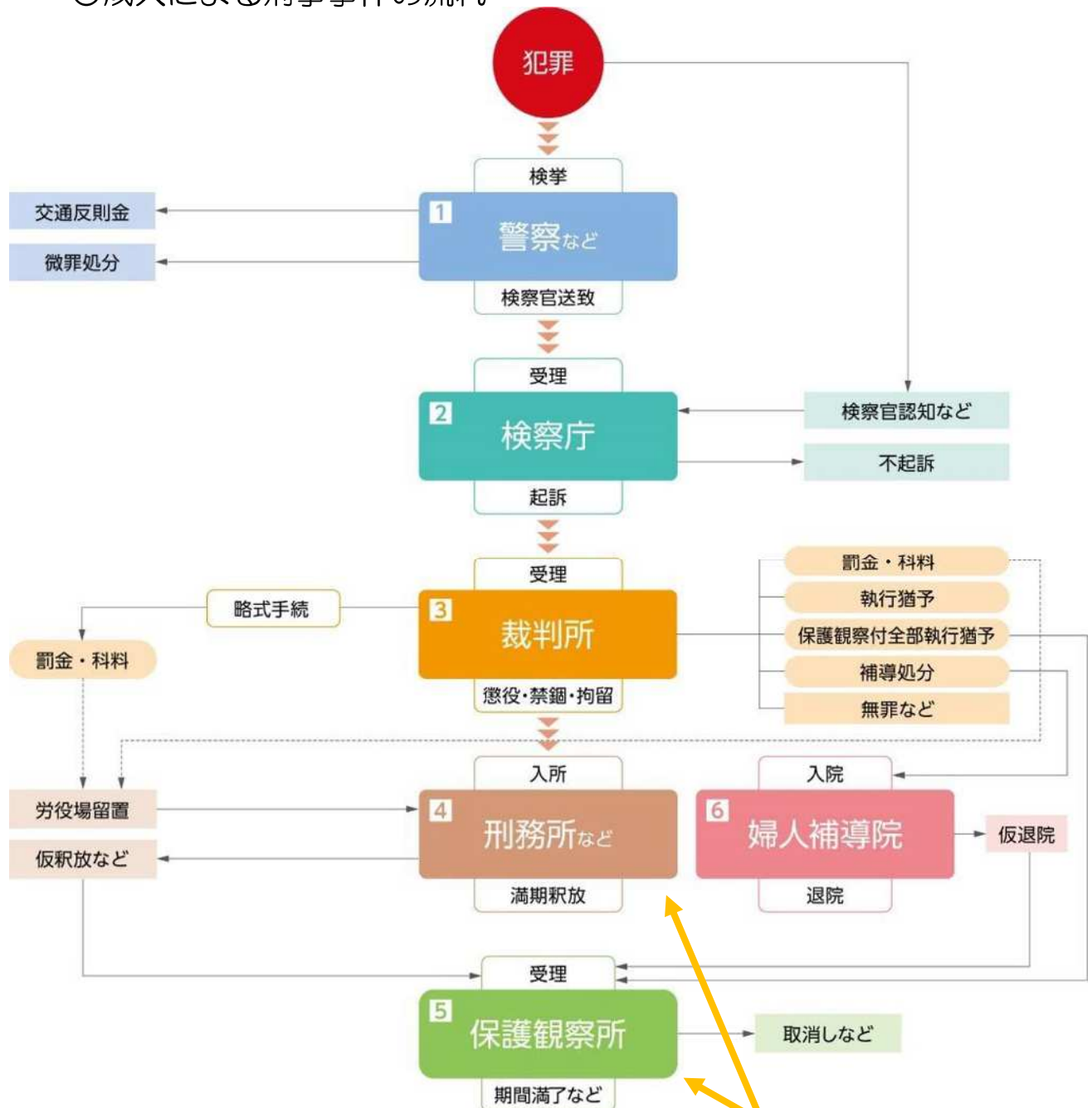
国・県・市町村・関係機関及び民間団体などの多機関連携による支援

社会復帰

社会復帰までの流れ

再犯防止について考えるにあたり、まずは、犯罪や非行をした人に対する矯正施設内と社会内での処遇について、見ていきましょう。

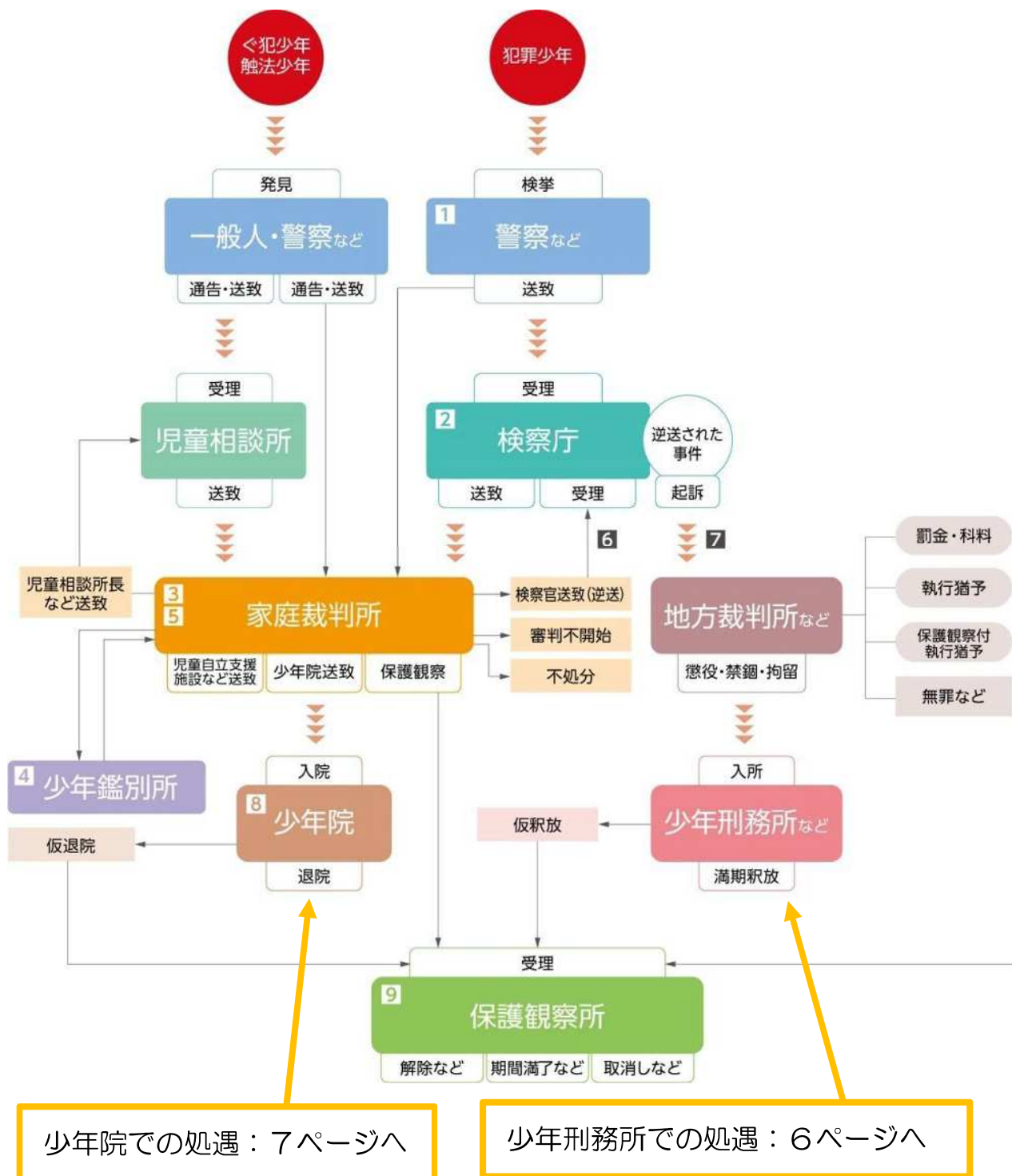
○成人による刑事事件の流れ



(出典：法務省大臣官房秘書課)

刑務所での処遇：6ページへ
社会内での処遇：8・9ページへ

○非行少年に関する手続きの流れ



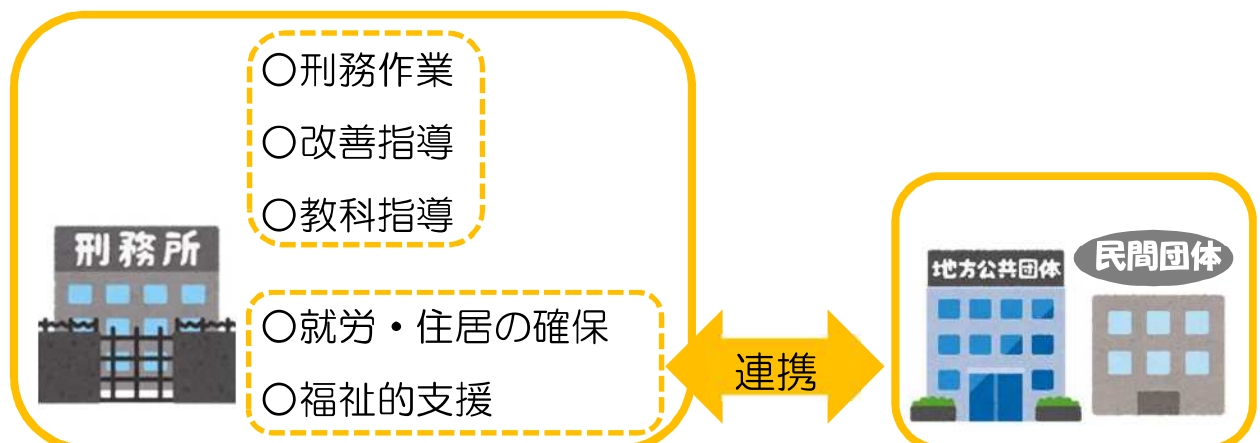
(出典：法務省大臣官房秘書課)

刑務所での処遇について

刑務所（少年刑務所含む。）は、主として受刑者を収容し、その改善更生を図り、社会生活への適応性を付与するための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に向けた働き掛けを行う施設です。

刑務所は、受刑者の刑名、刑期、性別、年齢等のほか、犯罪傾向の進度に応じて区分されており、その区分に従って入所した受刑者に対し、その者の資質及び環境を調査し、改善更生のための目標等を定めた上、刑務作業、改善指導、教科指導を行っています。刑務作業では、勤労意欲の向上、職業的知識・技能の付与、規律ある生活による心身の健康維持などを図っています。また、改善指導では、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な指導を行っています。また、教科指導で、社会生活の基礎となる学力向上を図っています。

その他、犯罪をした者の中には、貧困や疾病、し癖、障害、厳しい生活環境等の生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者がおり、こうした多岐にわたる課題に対応するため、地方公共団体や民間団体等と連携して、就労・住居の確保その他の福祉的支援に取り組んでいます。【原稿執筆：名古屋矯正管区】



少年院での処遇について

少年院は、主として家庭裁判所において少年院送致の保護処分を付された少年を収容し、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う施設です。少年院には、少年院ごとに在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の進捗等に応じて教育内容が定められており、在院者一人一人の特性に応じたきめ細かな矯正教育を行っています。矯正教育は、犯罪的傾向を正し、健全な心身を培い、社会生活に必要な知識及び生活態度の習得を目的として、生活指導※¹、職業指導※²、教科指導※³、体育指導※⁴及び特別活動指導※⁵を実施しています。

また、令和4年の少年法改正等を踏まえ、新たに原則18歳以上の全ての在院者を対象に、大人としての自覚を持たせ、社会生活に必要な知識・能力を身に付けさせる新たな教育プログラムを導入したり、社会のニーズに対応した職業指導種目を設定するなど、矯正教育の充実に取り組んでいます。

その他、社会復帰支援として、就労・修学支援の実施や関係機関と連携した帰住調整、障害者手帳の取得等の福祉的支援も実施しています。【原稿執筆：名古屋矯正管区】

※1 生活指導：善良な社会人として自立した生活を営むための知識・生活態度の習得

※2 職業指導：勤労意欲の喚起、職業上有用な知識・技能の習得

※3 教科指導：基礎学力の向上、義務教育、高校卒業程度認定試験受験指導

※4 体育指導：基礎体力の向上

※5 特別活動指導：社会貢献活動、野外活動、音楽の実施

(参考元) 法務省 Web ページ「少年院」
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei04.html

社会内での処遇について

○更生保護

更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、再犯や非行を防ぐことはもとより、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進しようとするものです。

少年院や刑務所などの施設内処遇との対比において、「社会内処遇」とも言われています。社会内処遇は、保護観察官と保護司が協働する保護観察によって行われますが、社会の中で立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

○保護観察

保護観察とは、保護観察官及び保護司が協働して、面接等により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握するとともに、決められた約束事（遵守事項）を守るよう指導（指導監督）し、また、自立した生活を営むことができるようにするため、必要な支援（補導援護）を行うものです。保護観察の対象者は、全国で年間約5万5,000人（愛知県は年間約2,900人）となっています。

【原稿執筆：名古屋保護観察所】

更生保護に対する御理解・御協力をお願い致します。

保護観察は、次の4種の人を対象となります。

- 1 家庭裁判所の決定により保護観察に付される者（保護観察処分少年）
- 2 少年院から仮退院を許されて保護観察に付されている者（少年院仮退院者）
- 3 仮釈放を許されて保護観察に付されている者（仮釈放者）
- 4 刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者）

○更生保護を支える民間ボランティア組織

非常勤の国家公務員（無給）である保護司は、保護区ごとに組織される保護司会の一員として、社会奉仕の精神をもって地域活動にも従事しています。このほか、犯罪をした人たちの更生支援活動などを行う女性の集まりである更生保護女性会、兄や姉のような身近な存在として接し、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの活動を行う青年の集まりであるBBS会、犯罪をした人や非行のある少年の自立及び社会復帰に協力することを目的として、それらの人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の集まりである協力雇用主会などがあります。

【原稿執筆：名古屋保護観察所】



次ページからは、具体的な支援事例をご紹介します。
罪を犯すまでには様々な背景があることを、
読者の皆様に理解していただくきっかけに
になりましたら幸いです！

事例1～90代女性のケース～

刑務所や少年院の中には、
福祉の支援が必要な方がたくさんいます

「刑務所が福祉施設化している」。2003年に出版された『獄窓記』の内容に、私たち福祉関係者は大きな衝撃を受けました。「本来は福祉がやらないといけないことを、法務省の皆様にご担っていただいていた。お詫びしたい」。私たち福祉関係者の反省から、2009年、厚生労働省が、各都道府県を実施主体として「地域生活定着支援センター」を事業化しました。

日々の業務の中で、受刑中の90代女性と出会いました。彼女は刑務所ではシルバーカーで移動しており、「このまま刑務所で、無縁仏で死んでも構わない」とおっしゃられていました。彼女は比較的裕福な家庭に生まれ、勤勉な子どもに育ちました。成人後は、死産や離婚も経験しましたが、働きぶりは人一倍まじめでした。同僚からの信頼は厚く、数十年間、経理の仕事を立派に勤め上げました。退職後の残りの人生は、仕事で作った貯金と年金とで、穏やかに暮らせるはずでした。

彼女が初めて罪を犯したのは、80代になってからのことでした。買い物中、「図書館で借りてきた本を返却したい」と思って、カートに品物を入れたまま、隣接する図書館に向かったところ、店舗側の理解が得られずに警察に通報されました。彼女は、この件を恨み、その後、同じ系列の店舗で万引きを繰り返して、実刑となりました。

「私は悪くない。本を返却したかっただけなのに」。そんな話を優しく受け止めてくれる人が、彼女の周りには、退職後、誰もいなくなっていました。出所後の生活を見据えて、ご家族(妹)に相談したところ、「私も高齢だし、年々頑固になる彼女の世話をする余裕はありません」。住んでいた市営住宅に連絡すると、「高齢で、ご家族の協力を得られないのでは、再入居は難しいですね」。管轄の地域包括支援センターに連絡すると、『一人で生活できるので支援は必要ない』と彼女に断られました。民生委員に連絡すると、「彼女のことはよく知りません。長期入院か何かされているようです」とのこと。彼女に残っていたのは、「健康食品の販売員との営利的なつながり」と、「人は、最期も一人で生きるしかない」という誤解でした。

最終的には、理解のある不動産会社に相談させていただき、彼女は、出所後、アパートでの生活を始められました。医療、福祉、居住等の支援に加え、地域住民の皆様にも支えられながらの再出発となります。

刑務所の中には、「地域の中で孤立してしまっていた」という高齢者の方々も少なからずいらっしゃいます。県民の皆様には、「我が事」として、刑務所や少年院の実情の一端にご関心を持っていただき、その福祉の支援へのご理解を賜れましたら幸いです。【原稿執筆：愛知県地域生活定着支援センター】

事例1の場合、最終的には理解のある不動産会社の協力により、住居を確保することができました。このように、犯罪・非行の背景を、地域が理解し、地域で支えることが、再犯防止に繋がります。



事例2～30代女性のケース～

誰一人取り残さない 地域共生社会の実現を目指して

愛知県地域生活定着支援センターは、2010年の開設から2021年度末現在で、約1,200名の支援を実施してきました。2021年度からは、矯正施設（刑務所や少年院）を退所する高齢者や障害者の方々だけでなく、検察庁や弁護士会とも連携して、被疑者（犯罪の嫌疑のある者であって、いまだ公訴の提起がなされていない者）・被告人（公訴を提起され訴訟が係属中の者）の方々にも業務が広がりました。

刑務所を出所する人の支援では、住民票を消されるなどして地域とのつながりがなくなった人と出会うことがあります。一方で、被疑者・被告人の場合には、最近まで地域住民だった人が多く、起訴猶予^{※6}などで釈放された後も、その大半がもいた地域に戻られます。そのため「事件をきっかけに、その地域の課題が浮かび上がってくる」ということがよくあります。

「昼食を食べておらず、空腹のため、近くの神社から何度も賽銭を盗んでいる若い女性がいる」。検察庁から相談のあった被疑者（在宅事件）のご家庭に私たちが訪問すると、玄関の扉を開けた途端、家の中から異臭が漂ってきました。2階に上がると、多数の犬や猫が劣悪な環境で飼育されていました。近くの喫茶店でこの女性の妹に話を伺うと、「母はたびたび姉を暴力で威圧し、姉に部屋も与えず、台所に座布団を敷いて生活させています。

家事や動物の世話も姉にさせていますが、小遣いは与えておらず、家族が外出している昼間は、姉は昼食を食べることができません。姉は2年ほど前から難聴で、補聴器も必要な状態です。ただ、姉は外の世界を知らず、これが『普通の生活』だと思っているかもしれません」。一軒家に家族で住んでいる若者が、実は罪を犯さなければ生きていけない状況に置かれていたことに、行政も、近隣住民も、誰も気が付きませんでした。

事件をきっかけに、私たちは福祉の支援を進めていきました。この女性は、市役所に相談をし、身体障害者手帳を取得して補聴器を手に入れました。その過程で、自身に知的障害があることがわかり、療育手帳も取得しました。家の近くに相談相手（相談支援事業所）も見つけ、そもそも罪を犯す必要のない「普通の生活」を手に入れつつあります。ただ、ご家庭全体が抱える生きづらさを解きほぐすには、行政や福祉の力だけでは限界があります。日頃からの、地域の皆様の支え合いの活動も重要です。最近では、こうした「再犯防止の問題」を「地域の支え合いや福祉の問題の1つ」と捉えて取り組む自治体も増えてきました。引き続き県民の皆様には、日頃からの地域の支え合いの活動へのご参加を賜りますとともに、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、生きづらさを抱えたあらゆる方々への福祉の活動へのご理解とご協力を頂戴できましたら幸甚です。

【原稿執筆：愛知県地域生活定着支援センター】

※6 起訴猶予：犯罪の嫌疑が認められる場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことを理由に検察官が行う不起訴処分。

（参考元）愛知県再犯防止推進計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/02saihanboushikeikaku2022.html>

事例3～少年のケース～

少年院退院後、大学を卒業して就職 今は、大切な友人！

保護者から、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知（以下、再サポ）に相談の連絡があり、保護者面談を行いました。

保護者の息子である少年は逮捕され、少年鑑別所に観護措置※⁷となっていました。

保護者から、再サポの付添人サポートの依頼をいただいたため、家庭裁判所に付添人選任届を提出し、裁判官から許可を得て、付添人として鑑別所で少年と面接を行いました。その時が、少年と初めて会った時でした。

再サポのスタッフは、鑑別所での面接を重ねて、家庭裁判所の調査官や弁護士付添人と連絡を取り合わせてもらいました。また、少年審判に、付添人として出席させてもらいました。

高校在学中に逮捕された少年は、少年院送致となり、高校を中退することになりました。少年は、高校卒業意欲が高かったため、通信制高校サポート校と、少年院と連携をとり、少年院在院中に、通信制高校に入学する手続きを行いました。

少年院在院中、少年は、通信制高校のレポートなどに取り組みました。再サポスタッフが、月に1回程度、少年院での面会を行い、その際に、通信制高校のレポートや教科書を差し入れしたり、出来上がったレポートを交付の手続（少年院在院中の少年から、少年の保護者等に物品を渡すこと。）を経て、通信制高校の先生に届けたりしました。

少年院仮退院後は、アルバイトをしながら、通信制高校に通い続け、少年院内での目標を貫徹して卒業し、大学に進学しました。

4年間、大学に真剣に通い続けて、アルバイトやボランティア活動も行いながら、大学を卒業しました。

再サポスタッフは、少年院仮退院後は、月に1回から2回程度、少年と会い続けました。特別なことを行った訳ではなく、一緒にランチをしたり、カフェでコーヒーを飲みながら、お互いの楽しかったこと、悩み、これからのことなどの会話をしました。保護者とは、月に1回は連絡を取り合いました。

就職活動は苦戦したものの、諦めずに向き合い続けて、県外への就職が決まり、法人としてのサポートは終了となりました。

先日、里帰りの時に会いにきてくれて、お土産までプレゼントしてくれました。

これからは、サポートする側、される側ではなく、大切な友人です！

【原稿執筆：NPO 法人 再非行防止サポートセンター愛知】



少年のように、一度は罪を犯したものの、立ち直りたいという強い意志を持つ人が多くいます！

※7 観護措置：家庭裁判所において審判を行うため必要があるときに執られる措置。

(参考元) 最高裁判所 Web ページ「裁判手続 少年事件 Q&A」
https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_keizi/index.html

事例4～20代男性のケース～

支援を受ける側から、
支援する側への道を目指して

青年が警察署の留置場にいるときに、青年の国選弁護人が、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知（以下、再サポ）に相談の連絡をしてくれました。そして、青年と警察署の留置場の面会室で面会をさせてもらうこととなりました。その後、青年は起訴^{※8}されましたが、執行猶予（刑罰を言い渡されても実際には執行されず、一定期間の猶予が設けられること）になる見込みがありました。

保護者と面談をさせてもらいましたが、事情があり、青年は親元に戻ることは難しい状況にありました。青年の保護者は、青年のことを見放している訳ではなく、青年への愛情はたっぷりでした。それでも一緒に生活することは難しい現実がありました。

保護観察所に、青年のことを相談し、執行猶予後に住まいがない場合には、再サポで運営している自立準備ホーム「4 s ホーム」で受ける意思があることを伝えました。

青年は、執行猶予となり、保護観察所に住まいについて相談し、再サポの自立準備ホームに入居することができました。

今まで約10年、就労経験がなく、再サポスタッフが同行をし、精神科医が在勤しているクリニックに通院したところ、精神科医から、精神障害の診断を受けました。

青年は、障害を受け止め、まずは、障害福祉サービスを活用して、住まいはグループホームに入居し、日中は就労継続支援B型事業所※⁹に通所し、生き直していくことを決めました。

それから、グループホームや就労継続支援B型事業所では順風満帆ではありませんでしたが、その都度の課題と向き合い続けて、就労継続支援B型事業所を約2年半、一度も欠勤することなく、通所を継続しています。

年内には、グループホームを退去して、一人暮らしの生活がスタートすることが決まっています。親元に帰ることはできませんでしたが、親と離れて住むことで、一緒に住んでいたときと比べて、円満な関係性を構築できるようになりました。

青年は、外部の見学者が再サポを訪問すると、自立準備ホームのことやグループホームのことなどを丁寧に説明し、案内してくれます。そのときに、自身の過去・現在・未来のことを正直に話してくれることもあります。そして、障害福祉サービスの事業所で「職員になる」ことが目標であるということを真っ直ぐに話してくれています。青年は、支援を受ける側から、支援する側への道を、勇気をもって歩き続けています。

【原稿執筆：NPO法人 再非行防止サポートセンター愛知】

※8 起訴：検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為

（参考元）法務省 Web ページ「刑事事件フローチャート」
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji09.html

※9 就労継続支援B型事業所：
通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

（参考元）愛知県再犯防止推進計画

事例5～30代男性のケース～

就労から職場定着まで
少しでも息の長い就労支援を目指して

刑務所に再び入所した人の7割余りが再犯時に無職であり、保護観察中に無職だった人が再犯する割合は仕事に就いていた人の約3倍と言われます。安定した職に就くことが再犯防止に欠かせませんが、刑務所を出所した人等は、その犯罪歴や生活歴から、それが容易ではありません。そこで、法務省が当団体のような民間団体に委託して、保護観察中の人等に就労支援事業（就職活動支援と就職した後の職場定着支援）を行っています。

刑務所を仮釈放され4か月間の保護観察を受けることとなった彼は、幼少時から継父に虐待され、職場の対人関係から数か月での離職を繰り返し、遂には生活苦から窃盗を重ねて3年間受刑しました。出所後、彼は自力で就職活動をしたものの、受刑した空白期間や彼の犯行がインターネットでも知られることから就職できず、保護観察開始1か月後に、保護観察所からの連絡で当団体が就職活動支援を始めました。

当団体の支援員は、彼をハローワークへ同行し、受刑歴を明かした上での就職相談を重ね、ようやく、建設業の協力雇用主（犯罪・非行歴を承知の上で雇用し、雇用を通じて立ち直りに協力する事業者）の採用面接にこぎつけました。採用面接に同行した支援員は、就職後は支援員が彼と雇用主の双方の相談に乗る職場

定着支援を行うことを説明し、これに安堵した雇用主から採用を告げられました。

保護観察期間が残り2か月となった時点から彼は出勤を始め、支援員は、職場訪問により、仕事や同僚との関係について、彼と雇用主双方への助言をし、彼は2か月間仕事を続けました。しかし、3か月とされた試用期間の途中で保護観察期間が終了するので、それから後は、法務省の職場定着支援を引き継ぐ愛知県の職場定着支援事業（当団体が受託）に移行しました。支援員は、彼に人との接し方を具体的に教えて彼が得心し、彼は雇用主や同僚との関係が円満になり、3か月の試用期間を経て正社員に登用されました。その後も支援員は彼と雇用主の間に入って、双方の相談に応じ、彼を信頼し期待を寄せるようになった雇用主は彼に資格を取得させました。就職前と就職後を通じて9か月の支援を行い、彼は初めて職場で自分の出番を見付けることができたと認められたことから、支援を終えました。

法務省の就労支援事業は保護観察期間中に限られることから、彼のように、保護観察期間を経過した後も職場への定着を見守るには、法務省の就労支援事業を引き継いで愛知県が実施する職場定着支援事業が極めて有効、かつ、必要だと考えられます。

【原稿執筆：特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構】

愛知県再犯防止推進計画について ～再犯させない愛知県にするために～

愛知県では、「愛知県再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携しながら、再犯防止に取り組んでいます！



○計画の趣旨

2016年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」第4条第2項により、地方公共団体は再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされました。また、同法第8条第1項では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされました。

愛知県はこれを受け、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の取組を踏まえつつ、誰一人取り残すことのない、安全に安心して暮らせる愛知の実現を目指して「愛知県再犯防止推進計画」（計画期間：2021年度から2025年度までの5年間。）を策定することとしました。

○計画の目的

愛知県内における刑法犯認知件数は減少傾向にある一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割で推移しており、犯罪のない安全なまちづくりを推進する上で、再犯防止対策が重要な課題となっています。

こうした状況から、本計画では国との適切な役割分担を踏まえて、国、県、市町村、関係機関、民間団体等が連携し、罪を犯した人が責任ある社会の構成員として円滑に社会復帰でき、安全安心なまちづくりを促進することを目的とします。

○対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者で、支援が必要な者。

「愛知県再犯防止推進計画」では、6つの重点課題を設定し、これらを解決するための施策が盛り込まれています。

【重点課題】

I 国・民間団体等との連携強化

II 就労・住居の確保

III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

IV 非行の防止及び学校と連携した修学支援等

V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等

VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

もう一度やり直せる社会へ

再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧

○刑事司法に関すること

法務省 名古屋地方検察庁

犯罪をした者等の円滑な社会復帰や再犯防止の観点から、各人の特性を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、釈放される時に必要な福祉サービス等が受けられるように橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施しています。

【所在地】〒460-8523 名古屋市中区三の丸 4 丁目 3 番 1 号

【問合せ先】052-951-1481（代表）

法務省 名古屋矯正管区

名古屋矯正管区は、法務省の地方支分部局として、東海・北陸地域にある刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所の運営管理を行っており、管轄地域各施設の適正な管理運営を図るため指導監督調整等に当たっています。

【所在地】〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目 15 番 1 号

名古屋合同庁舎第 3 号館

【問合せ先】052-971-6003（更生支援企画課）

愛知県弁護士会

愛知県から委託を受け、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業」の実施を担当しています。

「こういう場合に申込みできるか」などの問い合わせは下記までお電話ください。

【所在地】〒460-0001 名古屋市中区三の丸 1-4-2

【問合せ先】052-203-1651（代表）

○更生保護に関すること

法務省 中部地方更生保護委員会

刑務所出所者等の社会復帰を促進し、その再犯防止を図るために、受刑者等が出所後に適切な帰住環境に戻れるよう、もしくは適切な社会復帰支援を得られるように、入所中の受刑者等に対し、生活環境の調整等を行っています。

【所在地】〒460-0001 名古屋市中区三の丸 4-3-1

【問合せ先】052-951-2944（代表）

法務省 名古屋保護観察所

名古屋地方裁判所の所在地である名古屋市に置かれ、愛知県を管轄区域として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、医療観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っています。

【所在地】〒460-8524 名古屋市中区三の丸四丁目3番1号
名古屋法務合同庁舎

【問合せ先】052-951-2949（企画調整課）

052-951-2947（民間活動支援専門官室）

052-951-2941（処遇部門）

052-951-2959（社会復帰調整官室）

再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧

○更生保護に関すること

愛知県保護司会連合会

保護司法第14条に規定する組織として、愛知県内42保護区保護司会をもって構成され、保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的として、保護司の職務に資する活動と各保護区保護司会の任務に資する活動を行っています。また、近年では、名古屋保護観察所と共同して、保護司のなり手確保に努めています。

【所在地】〒461-0011 名古屋市東区白壁4-19-1 白壁LAKES

北棟302号 愛知県更生保護センター内

【問合せ先】052-890-4450

愛知県更生保護事業連盟

愛知県内7つの更生保護法人（更生保護施設を営む6法人と連絡助成事業等を営む1法人）をもって組織され、更生保護事業の基盤を確立し、更生保護法人の運営を強化することを目的として、主に、更生保護法人幹部職員の連絡協議会の開催などのほか、更生保護施設を退所した者に対する相談、支援を行っています。

【所在地】〒460-8524 名古屋市中区三の丸 4-3-1 名古屋保護観察所内

【問合せ先】052-951-2941（名古屋保護観察所 処遇部門）

○更生保護に関すること

愛知県更生保護女性連盟

愛知県内の57地区更生保護女性会をもって組織され、更生保護事業に貢献することを目的として、主に、子ども食堂の経営などによる居場所づくりなどの子育て支援活動や犯罪予防活動、更生保護施設での食事作りや清掃活動等、罪を犯した者・非行のある少年の更生支援活動を行っています。

保護観察を受けていた良好解除者に、図書カード、ボールペンを送り、再犯防止の一助になればと思い続けております。

【所在地】〒461-0011 名古屋市東区白壁4-19-1 白壁LAKES
北棟302号 愛知県更生保護センター内

【問合せ先】052-890-8380

愛知県BBS連盟

愛知県内の11地区BBS会をもって組織され、友愛の精神をもって犯罪のない明るい社会の建設に寄与することを目的として、非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、その少年の自立を支援する「ともだち活動」のほか、学習支援などの非行防止活動を行っています。

【所在地】〒460-8524 名古屋市中区三の丸4-3-1
名古屋保護観察所内

【問合せ先】052-951-2947
(名古屋保護観察所 民間活動支援室)

再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧

○就労支援に関すること

厚生労働省 愛知労働局 職業安定部 職業対策課

矯正施設の長又は保護観察所の長の協力依頼に基づき、各ハローワークにおいて、刑務所出所者等の就労の支援を行っています。

(各ハローワークの住所等掲載Webページ)

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-hellowork/list/hw_syozaiti_kankatuitiran.html



【所在地】〒460-0003 名古屋市中区錦 2-14-25
ヤマイチビル 13 階

【問合せ先】052-219-5508（特定雇用対策係）

【ハローワーク相談受付日時】

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

（土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日は閉庁）



○就労支援に関すること

愛知県労働局 就業促進課

刑務所出所者等の職場定着を図るため、業務委託により相談支援を実施しています。

また、刑務所出所者等対象者だけでなくその協力雇用主に対しても、雇用の継続における課題の対処等を支援しています。

【所在地】〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

【問合せ先】052-954-6367（高齢者・障害者雇用対策グループ）

特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構

保護観察中の者等で名古屋保護観察所が選定した方に就職活動及び職場定着を支援しています。（保護観察等の期間終了後は、愛知県委託事業により引き継いで職場定着支援を実施しています。）

協力雇用主（会）に啓発・研修・活動資金助成等を支援しています。

【所在地】〒462-0845 名古屋市北区柳原 1 丁目 14 番 22 号チケンビル 301

【問合せ先】052-938-3910（代表）



再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧

○就労支援に関すること

NPO法人 スポNAGOネクスト

就労支援とスポーツを通してすべての人の自立を目指し、就労支援事業を行っています。ひとくちに自立と言っても100人100通りの考えがあり、個人個人が目指す未来はそれぞれ違っているはずです。

そんな考えからスポNAGOは、利用者の方ひとりひとりと向き合い、その人に必要なスキルアップや就労の形を一緒に目指します。

【所在地】〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目 14 番 15 号
新納屋橋ビル 5 階

【問合せ先】052-561-0510（代表）

○依存症にお困りの方は

愛知県精神保健福祉センター

薬物依存（麻薬、覚せい剤、シンナー、大麻、処方薬、市販薬等）に関する相談について、ご本人やそのご家族等を対象とした、薬物問題一般に関するご相談や、ご本人への関わり方や対応の仕方、支援機関等の社会資源についての情報提供などを行っています。

薬物、アルコールをやめたい方を応援する、回復支援プログラム「あいまーぷ」（ご本人向けグループ）を行っています。

【所在地】〒460-0001 名古屋市中区三の丸 3-2-1 愛知県東大手庁舎 8 階

【問合せ先】052-962-5377（代表）

【相談受付日時】平日：午前9時から正午まで
午後1時から午後4時30分まで

○依存症にお困りの方は

NPO 法人 三河ダルク

ダルクは「薬物・アルコール依存症から回復したい」と望む人たちのリハビリテーション施設です。同じ問題を抱えている仲間たちが、薬物やアルコールを使わない新しい生き方、人生の楽しみ方を学んでいます。

主なプログラムは、ミーティング、運動、自助グループ（NA・AA）への参加、レクリエーション（サーフィン、釣り、食事会）などを行っています。薬物、アルコール問題を抱えている本人や家族からの相談、学校講演などの薬物乱用防止活動も行っています。

●NPO 法人三河ダルク豊橋デイケアセンター

【所在地】〒440-0871 豊橋市新吉町73番地 大手住宅E-104

【問合せ先】0532-52-8596

【相談受付日時】

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで

●NPO 法人三河ダルク岡崎デイケアセンター

【所在地】〒444-0860 岡崎市明大寺本町3丁目12番地

【問合せ先】0564-64-2349

【相談受付日時】

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで

NPO 法人 名古屋ダルク

依存症や乱用、問題行動の相談、薬物乱用防止指導、依存症からの脱却に必要な知識やテクニックの教育指導、啓発などを行っています。

【所在地】〒462-0825 名古屋市北区大曾根1-16-6

【問合せ先】052-915-7284 メール：nagoyadarc@yahoo.co.jp

【相談受付日時】平日：午前9時から午後5時まで

土日祝：午後12時30分から午後5時まで

再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧

○暴力団離脱者支援に関すること

愛知県警察本部 刑事部 捜査第四課 暴力団対策室

再犯リスクが高い暴力団関係者の社会復帰を推進するため、愛知県警察は、「愛知県暴力団離脱者対策協議会」の一員として、暴力団離脱者の社会復帰のための就労対策を推進しています。

報復を恐れて暴力団からの離脱を躊躇する者を支援し、暴力団からの離脱を促進しています。

暴力追放運動推進センターと連携し、県内の少年院において暴力団排除教育を実施し、暴力団への加入阻止を促進しています。

【所在地】〒460-8502 名古屋市中区三の丸 2-1-1

【問合せ先】052-951-1611（代表）

公益財団法人 愛知県暴力追放運動推進センター

「愛知県暴力団離脱者対策協議会」の事務局として、暴力団離脱者の社会復帰のための就労対策について、協議会を構成する15の公的機関等との連携を図り、就労を担う受入企業の獲得や受入企業等への各種支援を行っています。

愛知県警察と連携し、県内の少年院において暴力団排除教育を実施し、暴力団への加入阻止を促進しています。

相談活動を通じて、暴力団から離脱しようとする者を支援しています。

【所在地】〒466-0054 名古屋市昭和区円上町 26-15

【問合せ先】052-883-3110（平日午前9時から午後5時まで）

○少年に関すること

愛知県警察本部 生活安全部 少年課 少年サポート係

少年警察ボランティア等と連携した学習支援や社会奉仕体験活動など、少年の再非行を防止し、立ち直りを支援するための活動を行っています。

【所在地】〒460-8502 名古屋市中区三の丸 2-1-1

【問合せ先】052-951-1611（代表）

052-764-1611（ヤングテレホン（相談専用））

【相談受付日時】ヤングテレホン 平日午前9時から午後5時まで（年末年始を除く）

＜＜Eメール相談も出来ます＞＞

愛知県警察ホームページからご利用ください

<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/shounenhikou/e-mall.html>

（ヤングテレホンについて）

<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/shounenhikou/yantel.html>



ヤングテレホン（Eメール相談）



ヤングテレホンについて

愛知法務少年支援センター （法務省 名古屋少年鑑別所）

名古屋少年鑑別所は、愛知法務少年支援センターという名称を用いて、地域における非行・犯罪の防止に寄与するため、専門的な知識や技術を活用し、一般の方からの相談対応や関係機関と連携した様々な活動に取り組んでいます。

【所在地】〒464-0083 名古屋市千種区北千種一丁目 6 番 6 号

【問合せ先】052-721-8432（代表） 052-721-8439（相談専用）

【相談受付日時】

平日：午前9時から午後0時15分まで 午後1時から午後4時30分まで

再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧

○福祉サービスに関すること

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

各社会福祉協議会は、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に係わるさまざまな組織・団体と連携をとりながら活動を進めるとともに、民間性を発揮した福祉サービスの企画と実施に努めています。

【所在地】〒461-0011 名古屋市東区白壁1丁目50番地

【問合せ先】052-212-5500（代表）

一般社団法人 愛知県社会福祉士会

相談援助の専門資格である「社会福祉士」有資格者の職能団体として、会員のスキル向上と県民の福祉の向上を目指して様々な活動をしています。

また、毎週水曜日に開設している「生活支援相談ほっとセンター」では、生活にお困りの方、介護や障がいなど支援が必要な状態にある方やそのご家族、支援担当者等、一般の方・専門職の方を問わず、課題と向き合う方の支援窓口として開設しておりますので、ご利用ください。

【所在地】〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目7番2号

【問合せ先】052-202-3005（代表）

生活支援相談ほっとセンター：毎週水曜日午前10時から午後5時まで
※来所・電話いずれも受付

○社会復帰支援全般に関すること

愛知県地域生活定着支援センター (特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク)

被疑者（犯罪の嫌疑のある者であって、いまだ公訴の提起がなされていない者）・被告人（公訴を提起され訴訟が係属中の者）・矯正施設（刑務所や少年院等）退所者等で、釈放後の身寄りがない、高齢者や障がいのある人等が、釈放後ただちに安定した生活を送ることができるよう、福祉サービス等につなぐ支援を実施しています。

【所在地】〒456-0002 名古屋市熱田区金山町1-8-13
彫清ビル 501・601

【問合せ先】052-253-6031（代表）

【相談受付日時】

平日：午前9時から午後6時まで（年末年始を除く）

NPO法人 再非行防止サポートセンター愛知

矯正施設に入っている人との面会・文通、社会復帰後に親元に帰った人に対するサポート、住まいがない人向けの自立準備ホーム、保護者との面談等のサポートなどを行っています。

【所在地】〒463-0025 名古屋市守山区元郷 2-105

【問合せ先】080-2636-7183

再犯防止に取り組む関係機関・団体一覧

○社会復帰支援全般に関すること

NPO法人 マザーハウス

受刑者、出所者の社会復帰に向けた相談対応、住宅支援、居場所づくり、就労支援、生活保護等の福祉につなげる支援などを行っています。

詳細は下記Webサイトをご覧ください。

【所在地】〒130-0024 東京都墨田区菊川1-16-18-3F

【問合せ先】03-6659-5260（代表）

080-3729-0067（相談専用）

メール：info@motherhouse-jp.org

【相談受付日時】いつでも相談可

【Webサイト】<https://motherhouse-jp.org/>



特定非営利活動法人 陽和（ひより）

非行や発達障害を抱えた子どもと寄り添い、交友関係のトラブル・就労・就学の支援を行っています。子どもだけではなく、保護者の支援も行い、家族間だけでは解決しない問題と向き合い、再び家族の笑顔が戻るように支援をしています。

鑑別所・少年院の面会や非行を未然に防ぐ勉強会、再犯防止の活動など、包括的支援を行い、過去を価値に変えていきます。

【所在地】〒468-0004

名古屋市天白区梅が丘3丁目1802-211

【問合せ先】052-893-9899（代表）

メール：npo.hiyori8@gmail.com

相談専用 LINE ID：@npo.hiyori

○社会復帰支援全般に関すること

豊橋市こども若者総合相談支援センター

0才から39才のこども・若者とそのご家族等の相談・支援事業を行っています。（不登校・発達・非行・ひきこもり・親子関係等）

【所在地】〒440-0897 豊橋市松葉町 3 丁目 1

【問合せ先】0532-51-2855（支援担当）

【相談受付日時】平日の午前10時から午後5時まで

ワンネス財団

生きづらさを抱え、社会生活が自力では困難になられた方の自立までの支援を行っています。

【所在地】〒901-0618 沖縄県南城市玉城船越 218-1

【問合せ先】0120-111-351

【相談受付日時】平日の午前10時から午後5時まで

POWER TO THE PRISONERS!

社会や職場で求められるスキルを身に付けるためのライフキャリアスクールを運営し、刑務所出所者の方の自立までの支援を行っています。

【所在地】〒901-0618 沖縄県南城市玉城船越 218-1

【問合せ先】0120-111-351

【相談受付日時】平日の午前10時から午後5時まで



**再犯防止に向けた取組について、
御理解、御協力をお願い致します。**



AICHI
安全なまちづくり
アンキーくん

愛知県防災安全局 県民安全課
安全なまちづくりグループ
＜2025年2月発行＞

【所在地】
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
【問合せ先】
052-954-6176（ダイヤルイン）



更生ペンギンの
ホゴちゃんとサラちゃん